

議 第 1 9 号 議 案

日本政府に対して、「国家安全法」施行による香港市民の自由を奪う中国
政府に対し明確な抗議を求める意見書の提出について

日本政府に対して、「国家安全法」施行による香港市民の自由を奪う中国政府に対
し明確な抗議を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定
により提出します。

令和2年9月23日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

同 伊勢田 幸 正

提 案 理 由

日本政府に対して、「国家安全法」施行による香港市民の自由を奪う中国政府に対
し明確な抗議を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出
するため、この案を提出します。

日本政府に対して、「国家安全法」施行による香港市民の自由を奪う中国
政府に対し明確な抗議を求める意見書

中国政府は、5月28日に閉幕した全国人民代表大会において、中国本土で施行されている、国家分裂や中国政府の転覆、外国勢力の介入などを禁じる「国家安全法」を香港特別行政区政府に介させず導入する案を採択した。

そして、6月30日施行され、翌日には同法による香港でのデモ隊の取締りを行い大勢の負傷者や逮捕者を出した。そればかりではなく、昨年から香港で行われている反政府デモや民主化デモも遡って取締りの対象となり、自由を求めて活動をしてきたリーダーを逮捕、拘束するなどの弾圧を続けている。

このように中国政府が香港に対する直接的に統治を強めるには、1997年香港がイギリス政府から中国に返還された際「一国二制度」のもと「高度な自治」を認め、従来の制度を50年間守ると約束したが、それを中国側の一存によって23年間で国際公約を反故にしたことにある。そして、これまで香港市民に認められてきた言論や集会の自由が失われたことは看過できない。

海外では、アメリカをはじめイギリス、カナダ、オーストラリアが「国家安全法」に強く反対を表明している。しかし、日本政府の動きは積極的ではなく、東アジアの国としての態度は大変重要であり、引き続き「憂慮」を表明するだけでなく、自由や民主主義、人権尊重の原点を否定している中国政府に強い意思表示をすべきである。

よって、富士見市議会は、政府に対し、「国家安全法」施行による香港市民の自由を奪う中国政府に対し明確な抗議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
外務大臣 茂木敏充様
内閣官房長官 加藤勝信様